

欧州特許庁、手続料金の値上げ等を公表

2014年1月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2013年12月20日、手続料金を2014年4月1日から平均4.3%値上げすることを公表した。また、12月19日には、審判請求料の一部返還制度の導入と、出願料・審査料の減額制度の変更を2014年4月1日に実施することを公表した。

（手続料金の値上げについて）

手続料金の値上げは、インフレ調整に基づくものであり、2006年から2年ごとに実施されているもの。今回の料金規則改正では、国際調査手数料は1,875ユーロに据え置かれる一方で、欧州段階の調査料が約10.3%引き上げられて1,285ユーロになり、両者の差が縮まることとなった。また、審判請求料は50%引き上げられて1,860ユーロとなる。このほか、2～4世代目の分割出願には210～630ユーロ、5世代目以降の分割出願には840ユーロの追加手数料が課されることになる。

（審判請求料の一部返還制度の導入について）

現行制度でも、審判請求料は、請求の理由を提出する前であって且つ請求の理由の提出期限（4ヵ月）の満了前に審判請求を取り下げた場合、全額が返還される。しかし、この期限を逃すと返還を受けることは出来ない。

今回の規則改正により、上記の期限を過ぎても一定の期間内に審判請求を取り下げると、審判請求料の50%の返還を受けることが出来るようになる。本規則改正は2014年4月1日に発効し、発行日に係属している審判事件に適用される。

（出願料・審査料の減額制度の変更について）

現行制度では、英独仏語以外を公用語とする欧州特許条約（EPC）の締約国の国民、又は当該国に住所若しくは主たる営業所を有する者は、当該国の公用語で書類を提出することが出来るが、後に英、独又は仏語の翻訳文を提出することが求められる。このような場合、出願料、審査料、異議申立料、審判請求料等が20%減額される。

今回の規則改正により、上記の減額制度の対象が出願料と審査料のみに限定されるとともに、対象者も中小企業、自然人又は非営利組織・大学・公的研究機関であって、英独仏語以外を公用語とする欧州特許条約の締約国の国民、又は当該国に住所若しくは主たる営業所を有する者に限定される。一方で、減額幅は30%に引き上げられる。

<料金表> (主な手続料金のみ)

(単位：ユーロ)

種類	改正後	改正前
出願料	120 (オンライン出願) /200 (紙出願) #明細書35頁まで。36頁以上の場合、 超過1頁当たり15ユーロずつ追加。	115 (オンライン出願) /200 (紙出願) #明細書35頁まで。36頁以上の場合、 超過1頁当たり14ユーロずつ追加。
分割出願の 追加料金	2世代目の分割出願：210 3世代目の分割出願：420 4世代目の分割出願：630 5世代目以降の分割出願：840	なし
クレーム料 (出願料に 加算)	235 (15を超える場合の超過1クレ ーム当たり) 580 (50を超える場合の超過1クレ ーム当たり)	225 (15を超える場合の超過1クレ ーム当たり) 555 (50を超える場合の超過1クレ ーム当たり)
調査料 (欧州段階)	1,285 (2005年7月1日以前の出願につ いては875)	1,165 (2005年7月1日以前の出願につ いては840)
国際調査手 数料	1,875	1,875
補充国際調 査手数料	1,875	1,875
国際予備審 査手数料	1,930	1,850
指定料	580	555 (全指定とみなす)
出願更新料	出願日から3～9年は465～1,380 10年目以降は一律1,560	出願日から3～9年は445～1,325 10年目以降は一律1,495
審査料	1,620 (2005年7月1日以前の出願につ いては1,805) 1,805 (欧州段階に移行したPCT出願 であって、補充欧州調査報告書が作成 されていない案件)	1,555 (2005年7月1日以前の出願につ いては1,730) 1,730 (欧州段階に移行したPCT出願 であって、補充欧州調査報告書が作 成されていない案件)
特許査定料	915	875
異議申立料	775	745
特許減縮 請求料	1,155	1,105
特許取消 請求料	520	500
審判請求料	1,860	1,240

再審請求料	2,880	2,760
期間徒過救済処理請求料	(1) 料金遅延納付の場合, その料金の50% (2) 特許査定料(第71規則(3))遅延納付の場合, 250 (3) その他の場合, 250	(4) 料金遅延納付の場合, その料金の50% (5) 特許査定料(第71規則(3))遅延納付の場合, 240 (6) その他の場合, 240

<改正後の規則の仮訳> (下線部は改正部分)

EPC規則103 審判請求料の返還

(1) 次に該当するときは、審判請求手数料を全額返還する。

(a) 中間修正が生じた場合、又は審判部が審判請求を許可することができるものとみなした場合において、重要な手続違反を理由として、当該返還が衡平であること、又は

(b) 審判請求が、審判請求理由陳述書の提出前及びその陳述書を提出するための期間の満了前に取り下げられたこと

(2) 審判請求が1項(b)の期限の満了後になされた場合は、以下の場合に取り下げがなされた場合に限り、審判請求手数料を50%返還する。

(a) 口頭審理の期日が設定されている場合、その期日の少なくとも4週間前；

(b) 口頭審理の期日が設定されておらず、審判部が請求人に意見の提出を求めている場合、審判部が指定した意見提出期限の満了前；

(c) その他の場合は、決定が発行される前。

(3) 決定に異論を唱えられた部門が、その決定を変更し、かつ、重要な手続違反を理由として、返還することが衡平であると判断したときは、その部門は返還を命じる。それ以外の場合は、返却については審判部が決定する。

EPC規則6 翻訳文の提出と手数料の減額

(1) 第14条(2)に基づく翻訳文は、欧州特許出願から2月以内に提出する。

(2) 第14条(4)に基づく翻訳文は、それに係る書類の提出から1月以内に提出する。この規定は、第105a条に基づく要求に対しても適用する。書類が異議申立若しくは審判請求の通知書、又は審判請求理由陳述書、又は再審理申請書である場合において、当該の通知書又は陳述書又は申請書を提出するための期間が前記期間より後に満了するときは、翻訳文は、その期間内に提出することができる。

(3) 第14条(4)にいう者が、その規定において認められている言語によって、欧州特許出願又は審査請求書を提出する場合は、出願料又は審査料は手数料に関する規則に従って減額される。

(4) 第3項の減額は以下の者に適用される。

(a) 中小企業；

(b) 自然人；又は

(c) 非営利組織、大学又は公的研究機関。

(5) 第4項(a)の目的において、2003年5月20日の欧州連合官報L124, p.36に公表された極小規模、小規模及び中規模企業の定義に関する2003年5月6日の欧州委員会勧告2003/361/ECが適用される。

(6) 第3項の手数料減額を受けようとする出願人は、自身が第4項の意味における企業または自然人であることを宣言する。当該宣言の真実性に合理的な疑いがある場合、庁は証拠を要求できる。

(7) 出願人が複数の場合、それぞれの出願人が第4項の意味における企業または自然人でなければならない。

料金規則第14条 手数料の減額

(1) 施行規則の規則6(3)に規定する減額は、出願料又は審査料の30%とする。

(2) (略)

<参考>

EPC 第14条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

(1)~(3) (略)

(4) 英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人、並びに外国に居住する当該締約国の国民は、当該締約国の公用語で、期限内に提出しなければならない書類を提出することができる。ただし、施行規則に従い欧州特許庁の公用語による翻訳文を提出する。欧州特許出願を構成する書類以外の書類が規定されている言語で提出されなかった場合又は要求された翻訳文が期間内に提出されなかった場合は、当該書類は、提出されなかったものとみなす。

(5)~ (略)

— プレスリリースは、以下参照 —

[Decision of the Administrative Council of 13 December 2013 amending Article 2 of the Rules relating to Fees and adjusting the amount of the reduction in the fee for the supplementary European search where the international or supplementary international search report was drawn up by one of the European International Searching Authorities \(CA/D 14/13\)](#)

[Decision of the Administrative Council of 13 December 2013 amending Rule 103 of the Implementing Regulations to the European Patent Convention \(CA/D 16/13\)](#)

[Decision of the Administrative Council of 13 December 2013 amending Rule 6 of the Implementing Regulations to the European Patent Convention and Article 14\(1\) of the Rules relating to Fees \(CA/D 19/13\)](#)

— 料金の改正理由等に関する欧州特許機構の管理理事会の文書は、以下参照 —

[CA/85/13 Rev. 1 \(PDF\)](#)

[CA/90/13 Rev. 1 \(PDF\)](#)

[CA/97/13 Rev. 1 \(PDF\)](#)

— EPO の料金値上げに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州特許庁、手続料金の値上げを公表（2011年12月5日）（PDF）](#)

— 規則 36 に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州特許庁、分割出願の要件を定める欧州特許条約規則 36 を再改正（2013年10月21日）（PDF）](#)

(以上)